

富谷自動車学校

春休み短期集中コース

お申込み時に教習可能なスケジュールをお知らせください！ ご入校手続きは教習開始 3 週間前まで！
保護者の方がお申込みいただけます！

※原則、自宅でオンライン学科教習！

AT・MT：最短 19 日間

広いコースでのびのび教習

キャンペーン特典は適用になりません

教習スケジュールは入校日 2 週間前ごろお送りいたします。

※当校提示の教習スケジュールで受講していただきます。自己都合でのスケジュール変更やキャンセルはできません。

■教習料金(消費税込)

※お支払い総額は下記税込価格に欄外の費用を加減した金額です。
※入校時 25 歳までの学生の方のみに適用となります。

教習車種	所持免許	税込価格
普通車AT	なし・原付	279,060
普通車MT		294,240
短期集中オプション		33,000

※自動二輪免許所持の方は上記より 63,020 円引き
【上記料金の他、入校後に教習所でお支払いいただく費用】
仮免許試験受験手数料 1,700 円/回(非課税)
仮免許証交付手数料 1,150 円(非課税)

- 普通二輪車免許所有の方は、日程が短縮となる場合があります。日程短縮となっても差額返金はありません。
- 入校後に MT→AT 移行や日程短縮となっても差額返金はありません。
- 追加技能教習料金(5,060 円/H)、再検定料金(修了・卒業(1 回) 7,700 円)がかかります。

●学科教習は一部を除き自宅でオンラインでの教習となります。

■送迎 (日)を除き毎日往復送迎いたします

- 送迎範囲: 仙台市泉区、仙台市青葉区(一部)、富谷市、大和町、大郷町、大衡村、多賀城市(一部)、利府町(一部)
- 送迎範囲を超える方: お住まいの最寄りの地下鉄駅から地下鉄泉中央駅までの地下鉄往復交通費を負担します(学都仙台フリーパス地下鉄1ヶ月分)。
- (日)は送迎がございません。ご自身でお越しください。

■入校日 & 卒業予定日

コース	入校日	卒業予定日	日数	車種	定員
A	1/10(金)	1/28(火)	19日	AT/MT	4名
B	1/17(金)	2/4(火)	19日	AT/MT	4名
C	1/24(金)	2/11(火)	19日	AT/MT	4名
D	1/31(金)	2/18(火)	19日	AT/MT	4名
E	2/7(金)	2/25(火)	19日	AT/MT	4名
F	2/14(金)	3/4(火)	19日	AT/MT	4名
G	2/21(金)	3/11(火)	19日	AT/MT	4名
H	2/28(金)	3/18(火)	19日	AT/MT	4名
I	3/7(金)	3/25(火)	19日	AT/MT	4名
J	3/14(金)	4/1(火)	19日	AT/MT	4名
K	3/21(金)	4/8(火)	19日	AT/MT	4名
L	3/28(金)	4/15(火)	19日	AT/MT	4名

- 卒業予定日=技能教習オーバーがなく、修検・卒検・仮免学科試験も 1 回で合格した場合の卒業日。
- 土・日・祝日の仮免発行はありません。
- 高速教習は実車となります(天候・道路規制によりシミュレータによる教習となる場合があります)。
- 入校日の 3 週間前または定員になり次第受付終了いたします。

4 名様以上のグループはお問合せください

お問合せ・お申し込みは 富谷自動車学校
TEL:022-358-8787

春休み短期集中コースご利用条件

I 教習の申込み

富谷自動車学校(以下、当校という)所定の申込書に必要事項を記入し、申込金 33,000 円(税込)を添えてお申し込みください。申込金は教習代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

II 教習代金の支払い

教習代金から申込金 33,000 円(税込)を差引いた残額を入校日の 21 日前までに当校にお支払いください。ローン(分割)をご利用の場合は入校日の 1 ヶ月前までに手続きを完了してください。

III 契約の成立時期

1. 契約は、当校がお申込みを受託し、申込金を受領したときに成立します。
2. 通信契約の場合、当校が予約の旨を通知した後、予約の申込み翌日から起算して 3 日目にあたる日までに当校に申込金を提出していただきます(お振込みまたは現金)。契約は当校が契約の締結を承認し、申込金を受領した時に成立するものとします。

IV 教習代金に含まれるもの・含まれないもの

1. 教習代金に含まれるものは、入学金・教材費・適性検査料・学科教習料・技能検定期料(修了・卒業)・技能教習料および補習料・卒業証明書交付手数料、他教習に関する費用およびお申込みプランに含まれる食事代等です。
2. 個人的事由での受講ミス(故意・過失・遅刻・寝過ごし等)が起きると、日程にも混乱が生じ卒業予定日が延長になります。その際は 1 回あたり 5,000 円のスケジュール再作成料の支払い負担をしていただく事になります。
3. 仮免許学科試験受験手数料 1,700 円(非課税) / 回、仮免許証交付手数料 1,150 円(非課税)、追加技能教習料金 5,060 円 / H、再検定期料(修了・卒業) 7,700 円 / 回は含まれておりません。教習所にてお支払いください。
4. 電話代、飲物代、治療費、その他個人的性質の諸費用は教習代金に含まれません。

V 取消料

契約の成立後、お客様の都合で日程の変更または取り消しをされる場合、お一人につき下記の取消料をいただきます。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 入校日の 20~15 日前の変更・取消 | 取消料 11,000 円 |
| ② 入校日の 14~4 日前の変更・取消 | 取消料 22,000 円 |
| ③ 入校日の 3 日前以降の変更・取消 | 取消料 33,000 円 |

※お客様の任意でサービスの一部を受領しなかったとき、または途中で教習を中止された場合は、お客様の権利放棄とします。途中で教習を中止されたときは、解約当日まで未受講の技能教習料金・検定期金から、上記③の取消料を差引いて当校よりお返しします。

VI 契約の解除

1. お客様は、次の場合に教習開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - ① 契約の重要な内容変更、教習代金の増額があったとき
 - ② 天災地変、戦乱などの事由により春休み短期集中コース教習の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - ③ 当校の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した教習日程に従った実施が不可能となったとき。
2. 当校による契約の解除
 - ① 所定の期日までに教習代金の支払いがないとき(この場合、上記 V の基準に従って取消料をいただきます)。
 - ② お客様が春休み短期集中コースの参加条件を満たしていないと判明したとき。
 - ③ お客様が病気、その他の事由により、当該教習に耐えられないと認められたとき。
 - ④ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、また団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
 - ⑤ お客様が集合時間に間に合わず、教習の開始ができなかったとき。
 - ⑥ お客様が不正な行為を行って教習・検定を受けた場合。法令や公序良俗に反する行為を行った場合。
 - ⑦ 天災地変、暴動、その他当校の関与し得ない事由から、当該教習の安全かつ円滑な実施が不可能となる恐れが認められたとき。
 - ⑧ お客様は入校後、学校規則、職員の指導に従っていただきます。従わない場合は契約を解除することがあります。
 - ⑨ お客様の故意過失を問わず、法令や公序良俗に反する行為、もしくはお客様が⑧に反したことにより学校もしくは他のお客様が損害を受ける恐れがある場合、または受けた場合。

VII 教習中止の場合

当校の関与し得ない事由により、パンフレット等に記載した教習の実施が不可能となる場合、教習を中止することがあります。

VIII 注意事項

1. 入校時における審査により車種を変更していただく場合があります。
 2. 入校時の適性検査などで、下記に該当する方、一定の病気にかかっている方は入校できない場合があります(取消手数料や事務手数料、実費分がかかります)。また、入校ができ運転免許試験に合格しても運転免許が取得できないことがあります。
 - 法律で定められた視力に満たない方(例:普通車・自動二輪=両眼 0.7 以上、片眼 0.3 以上)、青・黄・赤の識別ができない方。聴力・運動能力等に障害があり運転に支障のある方。※事前の視力検査をお勧めします。また、不安がある方は事前にご相談ください。
 - 身長 140cm 以下の方は、事前に教習所に確認をお願いします。
 - 手足指に欠損がある方および、(1)統合失調症(2)てんかん(3)再発の失神(4)無自覚性の低血糖症(5)そううつ病(6)重度の眠気の症状を呈する睡眠障害(7)その他精神障害(8)脳卒中(9)認知症(10)アルコール・薬物中毒に該当する方。
 - 過去 5 年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として、または原因が明らかではないが、意識を失ったことがある方。
 - 過去 5 年以内において、病気を原因として、身体の一部または一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある方。
 - 過去 5 年以内において、十分な睡眠をとっているにもかかわらず、日中活動している最中に眠り込んでしまった回数が週 3 回以上となったことがある方。
 - 過去 1 年以内において、次のいずれかに該当したことがある方
 - ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を 3 日以上続けたことが 3 回以上ある。
 - ・病気治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが 3 回以上ある。
 - 病気を理由として、医師から運転免許の取得または運転を控えるよう助言を受けている方。
 - 角膜矯正用コンタクトレンズを使用している方。
 - 現在または過去に精神科、心療内科等に通院したことがある方。※これらの病気や症状に該当する方、現在または過去に一定の病気にかかっている方、障害者手帳をお持ちの方は、住民票の住所の運転免許センターにて運転適性相談を受けることとなりますので、申込み時に申告してください。
※2014 年 6 月 1 日の道路交通法改正により免許取得・更新時に、一定の病気等に関する「質問票」の提出が義務化されました。虚偽の記載をした場合には、罰則が設けられています(法第 117 条の 4 第 2 項)。
※現在または過去に一定の病気にかかっており、自動車の安全な運転に支障を及ぼす恐れのある方は、道路交通法の安全の観点から、運転免許が取得できない場合があります。一定の病気等に関する「質問票」の提出が教習所で行われることをご理解した上で、お申込みをお願いいたします。不安のある方は事前に運転免許センターに相談してください。
※身体に障害をお持ちの方、また病気等で自動車等の運転に不安のある方は、必ず事前に住民票のある各都道府県の運転免許センター(運転適性相談窓口)に相談してください。
※運転免許センターの判断結果は、書類の交付により行われることが通常ですが、まれに相談内容が軽微な場合は口頭で伝えられることがあります。このようなときは、係官の氏名と日時を必ずメモとして残しておいてください。
※上記の内容について、虚偽の申告または必要な手続き(自己申告や必要書類の提出、運転適性相談等)をされなかった場合は、入校をお断りする場合や、教習を中断する場合があります。その際にかかった費用(取消料、事務手数料、教習費用等)はお客様の自己負担となりますのでご注意ください。
3. 免許の取消または停止中の方、過去に無免許運転など交通違反歴があり、免許を受けられない方は事前に各都道府県公安委員会に免許の取得が可能かどうか、ご確認ください。
4. 免許証(原付を含む)をお持ちの方は有効期限が失効していないかご確認の上ご持参ください。免許証記載の住所・氏名に変更のある方は記載事項変更の手続きを行った上でご持参ください。また、免許証(原付を含む)を紛失している方、汚れ等で不鮮明な場合は、必ず再発行の上でご持参ください。

IX その他

いかなる場合においても再教習の実施はいたしません。

個人情報の取り扱いについて

富谷自動車学校ではお申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、適切に管理を行い、下記の業務および目的において利用いたします。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ① お申込みのお客様への連絡 | ④ 富谷自動車学校からのアンケート調査、宣伝物の郵送 |
| ② 教習料金などの精算 | ⑤ 法令および官公署からの要請 |
| ③ クレジット、ローンをご利用の際は提携会社への申込み | |